

第16回教育委員会開催

9月9日(火) 愛車協事務室内において、教育委員会が開催され8名の出席があり主な内容は、

- ・本年度も車体整備士養成講習生が定員割れしているように、来年も厳しいと想定される。年内に何らかのアンケートを実施して来年度開催の検討をする。
- ・特認部会、推奨部会及び教育委員会合同研修会については、11月12日(水)に実施予定であり、

愛知運輸支局による「車体整備士とは?メリットは?」愛知労働基準協会協会による「協会で実施する講習会に得られる資格取得」、「エチルベンゼン関係及び化学物質関係の労働安全衛生法」についての解説を予定しており、今後3部会で詳細を決定し皆様に通知します。



第19回事業委員会開催



9月18日(木) 愛車協事務室内において、事業委員会が開催され賛助会員含め11名の参加があり、主な内容は、11月20日(木) ホテルサンルートプラザ名古屋で実施される第3回賛助会員との意見交換会の検討でした。

今回は、検討議題として、ガラス関係・塗料関係・部品関係・中古車、買取り部品関係を討議する予定です。

※またまた 認証工場誕生 ※

☀尾北支部の「板津鋳金」(犬山市)組合員☀ 今春から相談があり、工場内を整備し運輸局の審査も済み待望の「自動車分解整備事業の認証工場」を9月末に取得されました。

板津社長は、次は、車体整備の優良自動車整備事業者認定の取得と民間車検工場を目指したいと、決意も新たにされて、今秋からの車体整備士の養成講習に受講されます。大変におめでとうございます。これにより、愛車協全体で認証工場は、110工場となりました。

支部コーナー

第9回目は、(有)尾西ボデー 池場支部長より一宮支部の紹介をしていただきます。
一宮支部の紹介

「一宮市」という名前は尾張国一宮「真清田神社」があることに由来します。大正10年に市制施行し、2005年4月1日に、隣接する尾西市と葉栗郡木曾川町を編入し、人口38万人超の県内4位を誇っています。

支部員数は、9社ですが、組合員の優良認定・認証工場・推奨いずれかの保有率は、ほぼ90%を誇っています。

支部勉強会も活発で、本年初夏には浜松に研修旅行を実施しました。

また、西支部とも友好関係が良好で、合同の支部会・懇親会も盛んに行っています。



※またまた※ イッキに 新賛助会員 2社 誕生※今年度6社目

豊橋市の「(株)イシグロ」様が、平成26年9月から新賛助会員となって頂くことになりました。またまた待望の東三河地区からの誕生です。

会社設立は、昭和23年と歴史は古く、「お客様に身近なイシグロ」として、自動車ガラス販売、施工・フロントガラス補修・カーフィルム販売、施工・ボディコーティング施工・ルームコーティング施工・建築フィルム販売、施工等を行っております。

豊橋と岡崎に店舗が有り三河地域全域を網羅しており、車輛運搬車、大型ガラスラック、代車、駐車場、フィルム専用ブース、コーティングなど充実の設備を完備しておりますので、何卒、ご利用をお願いします。

詳しくは、このHPをご覧ください。(<http://www.ishi-guro.com/>)

同じく豊橋市の「(有)ロードサービス豊橋」様が、本年9月から新賛助会員となって頂くことになりました。

会社の基本理念として、「車のトラブル年中無休・24時間出動！」で皆様のカーライフをサポートし社会に貢献と掲げておられます。

主な業務は、・事故及び故障の車に関する様々なトラブル対応・事故現場に駆けつけ素早く車を移動させるレッカー作業・自動車修理・板金塗装・車検・車両販売・事故車買取等です。

また、従業員教育及び資格取得にも力を入れ、入社1年以内を目標に「玉掛技能講習修了証」・「巻き上げ機(ウインチ)特別教育修了証」・「小型移動式クレーン運転技能講習修了証」を取得されています。何卒、ご利用をお願いします。

詳しくは、このHPをご覧ください。(<http://www17.ocn.ne.jp/~rs-toyo/index.html>)

※今月の支部会開催情報※

9月19日、来年の合併に向けて中川・南合同支部会が開催されました。9名の参加があり、今後の支部会を如何に魅力あるものにするか。会費の徴収方法、支部運営の活動費の捻出等について、活発に議論されました。

9月24日には岡崎支部、10月1日には、西尾支部でエチルベンゼン等の取り扱い・今後の対策について、外部講師を招いて開催されました。



※7年ぶりの大台☆車体整備士の養成講習受講生☆21名※

※乾燥設備作業主任者技能講習の受講数☆37名※

☂目標ほど遠い☂自賠責申し込み件数、わずか22件☂

知事情報

今月は、以前にも掲載した、「愛知県の最低賃金」です。

26年10月1日から、なんと愛知労働局発表の昨年末現在の愛知県の地域別最低賃金は、時間額800円となりました。常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等全ての労働者に適用され、事業主は、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

結婚手当・賞与・時間外労働、休日労働・通勤手当、家族手当等は、最低賃金の対象には算入されませんので、ご注意を ☂